

# 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令案等について（意見募集）

令和6年12月17日  
出入国在留管理庁

出入国在留管理庁では、令和6年3月29日の閣議決定により、「特定技能」の受け入れ対象分野を12分野から16分野に拡大するとともに、1号特定技能外国人の向こう5年間の受入れ見込数を再設定し、その総数を34万5千人から82万人に拡大しました。

また、今後、特定技能外国人が一層増加することを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更。）に明記されました。

これらを踏まえ、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準及び1号特定技能外国人支援計画の基準について規定する「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）等の改正案を作成しました。

つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

特定技能基準省令の一部を改正する省令案等

### 2 意見募集期間

令和6年12月17日（火）～令和7年1月15日（水）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

### 3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）又は（3）のいずれかの方法により提出願います。

#### （2）電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan73@i.moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（特定技能基準省令）」としてください。

#### （3）郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（特定技能基準省令）」と記載してください。

### 4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

### 5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。